

一般社団法人岡崎市観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岡崎市観光協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を愛知県岡崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、岡崎市内に内外の観光客を誘致して観光事業の振興を図り、もって岡崎市内の産業と経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致促進に関する事業
- (2) 観光情報の提供、発信に関する事業
- (3) 観光に関する行事の実施及び観光イベントを開催する団体等への支援を行う事業
- (4) 観光資源の調査、開発とそれに伴う観光関連行事の実施又は支援する事業
- (5) 観光物産品の宣伝、斡旋、販売並びに振興に関する事業
- (6) 観光諸団体との連携、広域観光の連携推進に関する事業
- (7) 観光ボランティアの育成、支援に関する事業
- (8) 観光案内所の経営、観光施設の管理運営に関する事業
- (9) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 協会の構成員は、次の各号に掲げる者（以下「会員等」という。）とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人並びに法人及び団体（以下「法人等」という。）
- (2) 会員 協会の事業を賛助するため入会した個人又は法人等
- (3) 特別会員 協会に功労のあった者及び学識経験者で総会において推薦された個人又は法人等

(入会)

第7条 正会員及び会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 入会は、正会員においては総会で、会員及び特別会員においては理事会でその可否を決

定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、協会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 会員は、会員規程において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員等の資格喪失)

第9条 会員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員等である団体が解散したとき。
- (4) 前条の支払い義務を1年間以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 当該正会員を除く全ての正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員等は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名に関し正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員等が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する会員等としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 協会は、会員等がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返納しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名について1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任並びに解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 正会員及び会員の入会の基準並びに会費等の金額に係る定め

- (6) 正会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては第 16 条第 3 項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。
- (種類及び開催)

第 15 条 協会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
 - 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
 - (3) 監事から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - 4 前項第 2 号の請求をした正会員は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合
- (招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が、書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。
- (議長)

第 17 条 総会の議長は、出席した正会員の中から互選により選出する。

(定足数)

第 18 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び議長が出席者の中から指名する議事録署名者2名が、記名押印するものとする。

3 第20条第3項の規定により総会の決議があったものとみなされた場合は、前項にかかわらず、その意思表示文書を添えた議事録を作成することとし、招集権者を議事録署名者とする。

(総会運営規則)

第23条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第24条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、会長を1名以内、理事長を1名、副理事長を2名以内、専務理事又は常務理事を2名以内とすることができる。

3 前項の会長及び理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第25条 役員は総会の決議によって選任する。

2 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議において理事の中から選定する。

3 監事は、協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、法人法上の代表理事として協会を代表する。なお、会長が不在の場合は理事長がその業務を執行する。

3 理事長は、法人法上の代表理事として協会を代表し、その業務を執行する。なお、理事長が不在の場合は会長がその業務を執行する。

- 3 副理事長は、会長、理事長を補佐し、協会の業務を執行する。また、会長及び理事長に事故があるとき又は会長及び理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長、理事長及び副理事長を補佐し、協会の業務を執行する。また、会長、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は会長、理事長及び副理事長が欠けたときは、会長、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、協会の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、その退任した役員の前任期の満了する時までとすることができる。
- 4 役員は、第24条第1項で定めた役員の前員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有

する。

(解任)

第 29 条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。ただし、いずれの場合にもその役員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 30 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする協会との取引
 - (3) 協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いについては、第 45 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 32 条 協会は、役員が法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 協会は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉理事長及び相談役)

第 33 条 協会に名誉会長及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び相談役は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたいうで選任する。
- 3 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び相談役の職務)

第 34 条 名誉会長及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(設置)

第 35 条 協会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

6 理事長は、必要であると認めたときは理事会に理事以外のものを招致し、意見を述べさせることができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 40 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び議長が出席者の中から指名する議事録署名者 2 名が、記名押印するものとする。

(理事会運営規則)

第 45 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 財産及び会計

(財産の種類別)

第 46 条 協会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 協会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 47 条 基本財産について協会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を経なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理及び運用)

第 48 条 協会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程による。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の定時総会に報告するものとする。また、これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第51条 協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第52条 協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第53条 協会は剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第55条 協会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第56条 協会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、協会と

類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条 17号のイからトに掲げる法人又は岡崎市に帰属させるものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第58条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。
(備付け帳簿及び書類)

第59条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認可、許可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
 - (6) 監査報告書
 - (7) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
(個人情報の保護)

第61条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
(公告)

第62条 協会の公告は、協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第64条 協会の最初の事業年度は、協会成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第65条 協会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 志賀爲宏 服部良男 上野正彦 山中賢一 神尾典彦

設立時代表理事 □□□□ □□□□

設立時監事 金森隆 松井寛人

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第66条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

岡崎市十王町2丁目9番地

設立時社員 岡崎市

岡崎市竜美南1丁目2番地

設立時社員 岡崎商工会議所

岡崎市菅生町元菅41番地

設立時社員 岡崎信用金庫

岡崎市坂左右町字葦ノ部18番地1

設立時社員 あいち三河農業協同組合

岡崎市下青野町字天神61番地

設立時社員 岡崎市六ッ美商工会

岡崎市檜山町山ノ神10番地

設立時社員 岡崎市ぬかた商工会

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附則

この定款は、一般社団法人設立の登記の日から施行する。

附則

この定款は、令和2年6月24日から施行する。